

【お知らせ】

◆10月1日より自己搬入時に身分証明書の確認を開始します◆

構成市町以外からのごみの持込みを防止するため、また、違法業者によるごみの収集運搬を抑制し、ごみの適正処理及び減量化を図るため、10月1日より、本人及びごみの発生場所（住所）が記載されている「公的な身分証明書」の確認を開始します。ごみの自己搬入の際は必ず窓口係員に提示してください。

《公的な身分証明書の例》

【家庭系ごみの場合】	運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、療育手帳 等
【事業系ごみの場合】	運転免許証及び社員証（名刺可）

※確認は毎回実施します。

※有効期限内のものをご用意ください。

※ごみの発生場所（住所）が確認できない場合は受け入れできません。

《お問合せ》

東金市外三市町環境クリーンセンター 業務課廃棄物受付係

TEL 0475-55-9141